消費生活相談員になるための講座

人に寄り添い、暮らしを守る。消費生活相談員※1を目指してみませんか。

【プログラムB】 受講対象·資格取得条件 最終決定版

プログラムA AとBの2つの プログラムB プログラム 消費生活相談員資格 消費生活相談実務に求められる実践的知識及び 趣旨 試験の合格を目指す スキルを学ぶための講座 ための講座 7/1 (月) 12:00~ 開講日 10/26 (土) ~ ※全講座 土日開催 現在消費生活相談業務に就いていない方 受講対象を拡大し、以下の場合でも消費生活相談員養成講座の申込が 可能となりました。 消費生活相談員資格 受講 ・消費生活相談業務に就いている方であっても、消費生活相談員資 (国家資格)を保有 格を保有しておらず、プログラムAを受講して消費生活相談員資 対象 していない方 格の取得を目指している方は、プログラムBの申込が可能です。 ・対面講座開催地及びその隣県に在住の方を一定数優先しますが、 その他の地域からも申し込むことが可能です。 ①オンライン生配信 座学型 8 講座(3日間) 受講 ②対面2講座(1日間) 方法 消費生活相談員資 ③オンライン生配信 参加型2講座(2日間) 格試験対策講座と して実施している ※プログラムAの受講者とプログラムBの 300名程度 定員 「プログラムA」 み受講する方を併せて300名程度募集 は、申込が終了し 定員以上の応募があった場合は、以下で判断します ています。 ・対面講座開催地及び隣県在住の方を一定数優先 受講 ・プログラムAを受講している方は志望動機及び9/18時点の 可否 プログラムAの受講状況 ・プログラムBのみ受講する方は志望動機 申込 6/10 (月)12:00~ $9/4(7k) \sim 9/18 (7k)$ 期間 申込 フォーム

対面講座開催地及び開催日(12地域)

·11/23(土) ⑤埼玉県

·11/16(土) ①石川県 ②広島県 ·11/17(日) ③長野県 4滋賀県

·11/24(日) ⑦秋田県 ⑧千葉県

·12/ 1 (日) ⑪北海道 ·11/30(土) ⑨鹿児島県 ⑩沖縄県 迎熊本県

※48以外は各県庁所在地にある会場にて実施。4は彦根市、8は船橋市を予定。

https://questant.jp/q/programb

プログラムB 事前説明 動画 ※ご受講を希望される方はぜひご覧ください

6高知県

動画配信リンク先 (URL) https://jca-home.jp/program-b/



※1 全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事しています。 ※2 消費生活相談員資格(国家資格)とは、消費者安全法に基づく消費生活相談員の資格。資格試験については、裏面参照。

本講座の内容(プログラムB)

プログラムB(オンライン&対面講座)

- ■全12コマ(6日間)20時間程度を予定 ※いずれも土日に実施
- ①オンライン生配信講座 座学型(8講座) 事例中心の実務に則した内容

訪問販売/マルチ関連/ネットトラブル/美容関連/など

【開催日】10/26(2講座)・11/2(3講座)・11/9(3講座) ※10時~17時の間を予定



②対面講座(2講座) 啓発講座の紹介/事例検討 ※2講座を1日で実施

【開催日】11/16・17・23・24・30・12/1 (地域と開催日の組合せは表面参照) 上記のいずれかの1日、1地域あたり1日実施10時~17時の間を予定



③オンライン生配信講座参加型(2講座)

前期(ロールプレイング1)/後期(ロールプレイング2)

【開催日】12/7~2/8の土曜日のうち2日



「消費生活コンサルタント」資格取得について

次の条件をクリアした方に限り、ガイドライン※3により国家資格合格者と同等と認められる 者の想定として明記される「消費生活コンサルタント」の資格を取得する機会があります。

≪以下の条件をクリアした方に資格を付与します≫

- 1. プログラムAの指定された22コマについて、レポートを提出すること プログラムBのみ受講される方には、22コマの動画視聴及びレポート提出の機会を 設けます。
- 2. 次の出席条件をクリアすること(上記①6講座以上、②必須、③1講座以上)
- 3. 対面講座の日に行われる筆記試験において、7割以上得点すること
- 4. 履歴書を提出すること(フォーマットあり)

※3 改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン (平成27年消費者庁)

本講座の特徴

充実の講師陣

各テーマを専門とする弁護士等が登壇します

※各講師がレジュメを用意します(各自でダウンロードしてご用意いただきます)



就業を見据えた支援(初心者でも大丈夫!)

プログラムBでは、消費生活センターでの勤務を見据え、消費生活相談員の実務講座も実施します

- ※本講座は消費生活相談員に関連する資格取得や消費生活センター等への就職を約束する ものではありません。
- ※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただきます。
- ※本講座の受講料は無料ですが、通信料、交通費、試験受験料は自己負担となります。 また、レジュメは各自でダウンロードしてご用意いただきます。
- ※受講にはパソコンやスマートフォンが必須となります。端末はご自身でご用意ください。

問合せ先(受託事業者)一般財団法人日本消費者協会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石屋ビル3階

【**専用ヘルプデスク】メール: <u>2024soudanin@ai-spt.jp</u> 電話: 0120-121-009 ※平日10時~18時**

※原則メールでお問合せいただきますようお願いします。

本事業は、消費者庁より委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。